

事 務 連 絡

令和 3 年 3 月 31 日

都道府県恩給事務担当者 殿

総務省政策統括官（恩給担当）付

恩給企画管理官室

「恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の
一部を改正する政令」の施行について（通知）

「恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令」
（令和 3 年政令第 101 号）が公布され、別添のとおり令和 3 年 4 月 1 日から施
行されることになりましたので通知いたします。

なお、恩給年額は据置きとなりますので、念のため申し添えます。

（政令概要添付）

《本件問合せ先》

総務省政策統括官（恩給担当）付

恩給企画管理官室法規担当

電 話 03-5273-1306（直通）

F A X 03-3203-9648

担 当 井村

恩給法による恩給改定率の改定等に関する 政令の一部を改正する政令の概要

総務省政策統括官（恩給担当）

1 政令の趣旨

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成20年政令第120号）は、恩給法（大正12年法律第48号）第65条第2項に規定する恩給改定率を定めるものである。今般、令和3年度における恩給改定率を定める必要があることから、同法第66条第4項の規定に基づき、同令の一部を改正するものである。

2 政令の内容

令和3年度における恩給改定率を0.986とする。

3 施行期日

令和3年4月1日